

9. 税金の控除・減免

1) 所得税・市県民税の障害者控除	40
2) 障害者控除対象者認定	41
3) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 …	41
4) 少額貯蓄の非課税制度	42
5) 自動車税・軽自動車税（種別割）、 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	42 ~ 45

9. 税金の控除・減免

障がいのある人については、税制上控除又は減免などが受けられるようになっています。

1) 所得税・市県民税の障害者控除

区 分	手続きの方法	提出先
給与所得者	年末調整により申告	勤務先
年金所得者	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書により申告	年金保険者
上記以外の人	確定申告や市県民税の申告書により申告 (確定申告の場合は、パソコンやスマートフォンで電子申告する方法もあります。)	税務署又は市役所税料金課

※申告者本人が障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税は非課税になります。(申告には障害者手帳等、障がい等級のわかるものと個人番号のわかるものが必要です。)

障害者控除

申告者本人(以下「本人」といいます。)及び同一生計配偶者※1、扶養親族※2に障がいがある場合に本人の所得金額から控除されます。

種 類	対 象 (等級など)	所得金額から控除される額	
		所 得 税	市県民税
同居特別障害者 (本人と同居の場合)	身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 常に就床を要し複雑介護を要する方 (寝たきりの方)	75万円	53万円
特 別 障 害 者 (本人及び上記以外の場合)	身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 常に就床を要し複雑介護を要する方 (寝たきりの方)	40万円	30万円
障 害 者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B判定 精神障害者保健福祉手帳2級又は3級	27万円	26万円

(注) ※1.「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます

※2.「扶養親族」とは、本人の配偶者以外の生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

上記の「生計を一にする」とは、勤務、就学、療養のための別居も含め、日常生活に必要な金品を共にしていることをいいます。

※3. 各手帳は控除を受けようとする年の12月31日時点で交付認定を受けていること

申告・問い合わせ
所得税については
小 松 税 務 署
☎0761-22-1171
市県民税については
市役所税料金課市民税グループ
☎72-7815 FAX72-7990

2) 障害者控除対象者認定

要介護認定を受けている65歳以上の人で、障害者手帳をお持ちでない人でも、障がいのある人等に準じると認定されると、所得税や市県民税の申告時に、障害者控除を受けることができます。

〈対象者〉

控除を受けようとする年の12月31日時点で要介護認定を受けている65歳以上の人で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる程度の障がいがある人

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
長寿介護グループ
☎72-7864 FAX72-1665

3) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

障がいのある人等が居住する住宅を令和6年3月31日までの間に、次の要件を全て満たすバリアフリー改修した場合は、申告により改修が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

〈要件〉

- ①新築後10年以上経過した住宅（居住部分が1／2未満の家屋及び賃貸住宅を除く。）であること。（改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること）
- ②次のいずれかに該当する改修工事が行われたこと。
通路又は出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室又はトイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消又は滑り止め化、引き戸への取替え
- ③バリアフリー改修に要した費用のうち、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。
- ④次のいずれかに該当する人が居住していること。
 - ・65歳以上の人
 - ・介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けている人
 - ・障がいのある人

〈減額の内容〉

居住部分の床面積が100㎡以下の場合はその全部が、100㎡を超える場合は100㎡相当分が、本来の固定資産税額の2／3に減額されます。

対象となる住宅が既に同じ減額の適用を受けたことがある場合又は住宅に対する別の減税措置の適用を受けている場合には適用されません。

ただし、同時に省エネルギー改修が行われた場合は、併せて軽減措置を受けることができます。

申告・問い合わせ
市役所税料金課
固定資産税グループ
☎72-7816 FAX72-7790

4) 少額貯蓄の非課税制度

銀行預金等（マル優）、利付国債（特別マル優）の限度額（各350万円）までの利子は非課税となります。手続方法は金融機関へ障害者手帳又は証書等及び医療保険証等、住所、氏名、生年月日等を確認できる公的書類を提示してください。

申し込み・問い合わせ
各 金 融 機 関

5) 自動車税（環境性能割）（種別割）、軽自動車税（環境性能割）（種別割）の減免

身体障がいのある人等が取得又は所有する（納税義務者である）車で、身体障がいのある人等が運転又はその家族（生計を一にする親族）や介護者（市町で常時介護者の認定を受けた人）が身体障がいのある人等の通学、通院、通所、通勤、生業、その他日常生活に必要不可欠な利用のために運転する自家用車については、一人につき1台に限り税金の減免を受けることができます。（減免を受けるには、申請が必要です。）

～注意事項～

- 1 身体障がいのある人等とは、身体障がいのある人、戦傷病者、知的障がいのある人、精神障がいのある人をいいます。
- 2 障がいに応じた手帳をお持ちでない人や、お持ちの手帳が減免の障がい範囲（次ページ参照）に該当しない人は減免を受けることができません。
- 3 知的障がいのある人、精神障がいある人、年齢18歳未満の身体障がいのある人の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車でも減免可能です。
- 4 自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の減免を受けた人は、重度障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けることができません。

<名義変更により車を取得した場合>

名義変更により車を取得した場合、その年度の自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）は課税されません。（4月1日現在の所有者等が納税義務者になります。）翌年度から課税されることとなりますので、翌年度の4月1日から納期限までに減免申請を行ってください。

なお、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）については、名義変更による取得でも一定の評価額以上の車であれば燃費性能等に応じて課税されるため、車を登録するときに減免申請を行ってください。

<自動車の登録形態による納税義務者>

- | | | |
|------|-----------|--------------------------|
| ①所有者 | 小松市園町ハ108 | 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者 |
| 使用者 | 小松市園町ハ108 | 県税太郎（身体障がい者） |
| ②所有者 | 小松市園町ハ108 | 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者 |
| 使用者 | 小松市園町ハ108 | 県税花子 |
| ③所有者 | 金沢市鞍月1-1 | 石川自動車会社 |
| | | （割賦販売契約等による所有権を留保している場合） |
| 使用者 | 小松市園町ハ108 | 県税太郎（身体障がい者）→納税義務者 |

減免の障がい範囲

障 がい の 区 分		障 がい の 級 別	
視 覚 障 害		身 体 障 害 者 手 帳	1 級から5 級までの各級
聴 覚 障 害			2 級及び3 級
平 衡 機 能 障 害			3 級及び5 級
音 声 機 能 障 害			3 級 (頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。)
上 肢 不 自 由			1 級及び2 級
下 肢 不 自 由			1 級から6 級までの各級
体 幹 不 自 由			1 級から3 級までの各級及び5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	障 害 者 手 帳	1 級及び2 級
	移動機能障害		1 級から6 級までの各級
心 臓 機 能 障 害			1 級及び3 級
じん臓機能障害			1 級及び3 級
呼吸器機能障害			1 級及び3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害			1 級及び3 級
小腸の機能障害			1 級及び3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1 級から3 級までの各級
肝臓機能障害			1 級から3 級までの各級
知的障がい			療育手帳A (重度・最重度)
精神障がい			精神障害者保健福祉手帳1 級

※複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの等級により判断します。

申請手続

<自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）>

自動車（軽自動車を含む。）を取得する場合、一定の評価額以上であれば燃費性能等に
応じて中古車でも課税されます。

- ・申請期限 車を登録するとき（登録の日）
- ・申請書提出先 石川県税務課分室

<自動車税（種別割）>

①新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く。）

	申請日	申請書提出先	減免額
1	車を登録するとき（登録の日）	石川県税務課分室	全額
2	登録の日の翌日から、当該年度の2月末日まで	石川県税務課 小松県税事務所	申請日の翌月から 月割で計算した額

②4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	申請書提出先	減免額
1	3月31日現在 減免要件に該当	自動車税（種別割）納期限内	石川県税務課 小松県税事務所	全額
2		納期限後から当該年度の2月末日まで		申請日の翌月から 月割で計算した額
3	4月1日以後に 減免要件（手帳 交付等）に該当	減免要件該当日から当該年度の2月末日まで		

<軽自動車税（種別割）>

4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	申請書提出先	減免額
1	4月1日現在 減免要件（手帳 交付等）に該当	軽自動車税（種別割）納期限内	市役所税料金課	当該年度分から全額
2		納期限後から当該年度の3月末日まで		申請の翌年度分 から全額
3	4月2日以後に 減免要件（手帳 交付等）に該当	減免要件該当日から当該年度の3月末日まで		

<提出書類>

種 類	申 請 に 必 要 な 書 類 等
本 人 運 転	①納税通知書又は車検証（※軽自動車税（種別割）の場合、納税通知書は不要です。） ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本） ③運転者の運転免許証（表裏のコピー可） ④申請書（申請書提出先にあります。） ⑤納税義務者の個人番号カード又は通知カード（写し可） （※自動車税（種別割及び環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の場合、不要です。）
家 族 運 転	上記の①～⑤ ⑥世帯全員の住民票（続柄の表示されているもの。別世帯の場合は各世帯の住民票に加え、戸籍抄本等の続柄のわかるもの。また、運転者が別居の場合は住民票等と併せて健康保険被保険者証、源泉徴収票、税申告書等の写し等、障がいのある人等と生計を一にする親族であることを確認できるもの。） （※軽自動車税（種別割）の場合は不要） ⑦自動車使用目的証明書（次のいずれかに該当することの証明書） ア 通学（園）証明書……学校（園）長の証明 イ 通院証明書……医師の証明 （症状や通院頻度が記載され継続的な通院が認められるもの） ウ 通所（勤）証明書……所長（雇用主）の証明 エ 生業証明書……民生委員、町会長等の証明 ○通学、通所には児童福祉施設等に入所し週末等に月2回以上一時帰宅する際の送迎を含む。 ※⑥、⑦については発行から2か月以内であること。
介 護 者 運 転	上記の①～⑦ ⑧介護者の住民票（発行から2か月以内であるもの） （※軽自動車税（種別割）の場合は不要） ○介護者運転の場合、身体障害者手帳等に常時介護者※として証明を受けた者の氏名等の記載があること。 ※常時介護者・・・次のいずれにも該当すること ①介護期間が少なくとも1年以上あること ②週3回程度障がいのある人の通学、通院、通所、通勤、生業に自動車を運転すること

<自動車税の減免に関する問い合わせ先>

	所 在 地	電 話 番 号
石 川 県 税 務 課	金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎6階）	076-225-1273 FAX 076-225-1275
石川県税務課分室	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館1F	076-239-3631 FAX 076-239-3635
小 松 県 税 事 務 所	小松市園町ハ108番地の1（石川県小松合同庁舎内）	0761-23-1713 FAX 0761-23-0963

<軽自動車税（種別割）に関する問い合わせ先>

市役所税料金課 （税料制グループ）	加賀市大聖寺南町ニ41番地	72-7814 FAX 72-7990
----------------------	---------------	------------------------